

有田市 LINE 公式アカウント情報配信システム構築運営業務委託
プロポーザルの実施について

有田市 LINE 公式アカウント情報配信システム構築運営業務委託について、下記要領によりプロポーザルを実施するので公告する。

令和3年3月10日

有田市長 望 月 良 男

有田市 LINE 公式アカウント情報配信システム構築運営業務委託プロポーザル
実施要領

1 目的

有田市(以下「本市」という。)では、新型コロナウイルス感染症をはじめとした行政情報、イベント、防災に関する情報など、様々な情報を効率的、効果的かつ確実に市民に届けるとともに、市民サービスの向上及び業務の効率化等を図るため、LINE 公式アカウントを活用した情報配信システムを導入する。

2 業務の概要

① 業務名

有田市 LINE 公式アカウント情報配信システム構築運営業務委託

② 履行期間

契約締結日の翌日から令和4年3月31日まで

③ 委託業務

別紙「有田市 LINE 公式アカウント情報配信システム構築運営業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

④ 提案上限額

予算 2,493,000 円(消費税及び地方消費税額を含む。)

※ 本金額はプロポーザルのために設定した上限額であり、契約金額ではない。
なお、上記金額には、構築費用、年間の使用料及び保守に係る費用等すべてを含むものとする。

3 選定方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

4 参加する者に必要な資格及び業務実施上の条件

本プロポーザルへ参加できる者は、提案書を提出した日から最優秀提案者を決定する日までの間、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項各号及び第 2 項各号の規定に該当せず、かつ、同条第 2 項各号の規定に該当する者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していない者であること。

イ 次のいずれにも該当しないこと。

I. 有田市建設工事等に係る入札参加資格停止等の措置要綱(平成 20 年訓令第 2 号)による指名停止の期間がある。

II. 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている。

III. 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条に基づき再生手続開始の申し立てがなされている。

※ ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

ウ 市税等を完納していること。

エ 提案するシステムについて、国や地方公共団体への導入実績(実証実験を含む)を有すること。

オ 協力事業者等を置く場合は、協力事業者等に本業務の全部を委託し、又は請け負わないこと。ただし、事前に本市の承諾を得た場合は、この限りでない。

5 参加申出書の提出

① 本プロポーザルの公告の方法

有田市ホームページへの掲載による。

② 提出書類

ア プロポーザル参加申出書(別記第 1 号様式)(写し不可)

イ 委任状(別記第 2 号様式)(写し不可)(支店等に参加手続等の委任を行う場合)

ウ 市町村税完納証明書(発行後 3 ヶ月を経過していないもの)又は市町村税にかかる直近 2 年分の納税証明書(法人市民税、固定資産税、軽自動車税等)(写し可)

支店等に入札等権限の委任を行う場合、受任者の営業所の所在地の証明書を提出

すること。

エ 登記簿謄本（法人のみ）又は住民票（個人のみ）（いずれも発行後3ヵ月を経過していないもの）（写し可）

オ 身分証明に係る誓約書（個人のみ）（別記第3号様式）（写し不可）

カ 使用印鑑届出書（別記第4号様式）（写し不可）

※ 令和2年4月1日時点で有田市物品・役務一般（指名）競争入札参加者名簿に登載されている者は、イ～カの提出を省略することができる。

③ 提出部数

各1部

④ 提出期限

令和3年3月24日（水）17時（必着）

⑤ 提出場所

〒643-0392 和歌山県有田市箕島50番地

有田市役所 経営管理部秘書広報課秘書広報係 担当：野井、宇恵

⑥ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）

6 質問及び回答

質問がある場合は、質問書（別記第5号様式）に必要事項を記入の上、電子メールにて提出すること。

また、電子メールの送信後必ず電話にて着信を確認すること。

① 提出期限

令和3年3月25日（木）から令和3年3月31日（水）17時（必着）まで

② 提出場所

有田市役所 経営管理部秘書広報課秘書広報係 担当：野井、宇恵

TEL：0737-22-3715（直通）

E-mail：hisho@city.arida.lg.jp

③ 回答方法

質問の内容及び回答は、令和3年4月5日（月）までに本市のホームページに掲載する。

7 企画提案の概要

仕様書等の内容及び期待される効果等を踏まえ、次に掲げるものを「企画提案書」として提出すること。

① 会社概要、業務実績及び本業務全体に対する基本的な考え方

基本的な会社の概要の紹介及び本業務と類似する業務で、国及び地方公共団体に於いて履行したもの（実証実験を含む。）について、その概要（構築内容、支援内容、導入効果等）を説明すること。また、提案業者と提案システムの実際の構築及び保守作業者が異なる場合は、その者にかかる会社概要も記載すること。

② 業務実施体制等

仕様書に掲げる本業務の目的を達成するために必要と考える運用体制、業務フロー、スケジュール等の全体計画等について提案すること。

③ システム概要

別紙「有田市 LINE 公式アカウント情報配信システム構築運營業務委託仕様書」に記載している機能要件を満たすことがわかる内容とすること。また、仕様書に記載していない独自の機能等があれば追加で記載すること。

④ デザイン

リッチメニューのデザイン案を記載し、利用者にとって見やすく、使いやすいよう配慮した点等があれば記載すること。

⑤ システム性能

LINE 公式アカウントを運用するにあたり、システムを管理する職員や情報配信を行う職員が使いやすいものとなっているか、また、配信情報のデータ分析機能についても記載すること。

⑥ セキュリティ

セキュリティ対策について記載すること。

⑦ 運用・保守管理

運用・保守管理の方法について記載すること。特に、利用者（主に市民）の登録者数増加に関する取り組みについて記載すること。

⑧ 独自性・将来性について

本実施要領及び仕様書に記載のない事項で、本業務及び本市における将来的な LINE 公式アカウントの運用に効果があると見込まれる提案があれば記載すること。提案は本業務の委託料の範囲内で実施可能か、別途費用が必要となるかを明示すること。

⑨ 本業務に係る見積書

本業務に係る全ての経費を記載すること。また、消費税及び地方消費税を含んだ金額及び構築、保守費用や職員向け研修の実施等に係る費用等、詳細な内訳を記載す

ること。

8 企画提案書の提出

① 提出書類

企画提案書

A4 判縦(A3 判の折り込み可)とする。

② 提出部数

8 部

③ 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)

外封筒に「LINE 公式アカウント情報配信システム構築運営業務委託企画提案書在中」と朱字で記載すること。

④ 提出期限

令和3年4月12日(月) 17時(必着)

⑤ 提出先

〒643-0392 和歌山県有田市箕島 50 番地

有田市役所 経営管理部秘書広報課秘書広報係 担当：野井、宇恵

⑥ その他

ア 提出された書類は返却しないものとする。また、提出後の差し替え、追加及び削除は認めないものとする。

イ 企画提案書の内容については、本市に帰属するものとする。

ウ 提案は1案とする。

エ 提出書類は非公開とするが、本業務の契約者については、提出書類の全部又は一部が情報公開の対象となることがある。

9 審査及び決定

① 審査機関

本プロポーザルの審査は、有田市 LINE 公式アカウント情報配信システム構築運営業務委託審査委員会（以下「審査委員会」という。）において実施する。審査委員会の詳細については、市長が別に定める。

なお、本プロポーザルの公告日から最優秀提案者が決定される日までにおいて、

本プロポーザルの参加者（その関係者を含む。）が本プロポーザルに関して審査委員会の各委員に直接又は間接的に接触を図ることは、厳に慎むこと。当該行為を行おうとしたこと又は行ったことが判明した場合は、本プロポーザルに参加している者は失格とし、最優秀提案者又は次点者に選定された者はその選定を取り消す。

② 概要

審査委員会は、本プロポーザルによる企画提案の審査を行い、最優秀提案者及び次点者を決定する。

参加者が1者のみであった場合においても、審査委員会にて審査を行い、その提案が優秀であると判断した場合は、その者を最優秀提案者とする。

③ 一次審査

書類の提出があった者（以下「提案者」という。）を対象に、企画提案書のみで審査し、上位5者程度を選定する。

一次審査の結果については、各提案者に対し、合否のみを通知する。

その際、たとえ提案者からの求めであってもその者の順位及び採点結果は公表しない。ただし、本プロポーザルを実施後、本業務委託契約を締結した後においては、参加者の総数を公表するとともに、各提案者に対してのみ、その者の順位及び採点結果を開示することとする。

④ 本審査

審査委員会は一次審査にて選定された者に対し、本審査を実施する。

本審査では一次審査にて選定された者が、審査委員会に対し次のとおり企画提案に関するプレゼンテーションを行う。

ア 実施日

令和3年4月20日(火)又は令和3年4月21日(水)

※ 会場、順番、集合時刻等については、一次審査の結果通知時に通知する。

※ 参加申込数により実施日が変更になる場合がある。

イ 出席者は統括責任者を含め3名までとする。なお、今後実務を担当することになる者を同席させること。

ウ 追加資料の配布は認めない。

エ プレゼンテーションの時間は、説明20分、質疑応答10分の計30分を予定しているが、参加申込数により変更する場合がある。

オ パソコン等の準備は、前者終了後の調整時間である10分以内とする。

カ プレゼンテーションに必要なパソコン、プロジェクタ、接続ケーブル等は提

案者が持参すること。ただし、スクリーンについては本市で用意する。

キ プレゼンテーションは非公開とする。

⑤ 評価基準

別に掲げる「有田市 LINE 公式アカウント情報配信システム構築運營業務委託プロポーザル評価基準」のとおり

⑥ 選定方法

各提案者の点数は評価者各々の点数の総和と一次審査の点数に評価者数を乗じた点数の和（以下「獲得点数」という。）とし、最優秀提案者及び次点者の決定は、獲得点数により決定する。獲得点数が同点の場合は、審査委員会の協議により最優秀提案者を決定する。

⑦ 結果通知

各提案者に対し、当該提案者の獲得点数及び順位、参加者の総数、最優秀提案者の商号又は名称及びその獲得点数、及び次点者の商号又は名称を通知する。

また、最優秀提案者の商号又は名称、その獲得点数及び次点者の商号又は名称を本市のホームページ上に掲載する。

⑧ 委託契約

ア 最優秀提案者を本業務に係る契約候補者とする。

イ 最優秀提案者が契約を辞退又は契約が不調となった場合は、次点者を契約候補者とする。

ウ 契約の相手方となった者は、契約金額の 100 分の 10 の契約保証金を本市に納付しなければならない。

ただし、有田市財務規則（昭和 55 年規則第 1 号。以下「財務規則」という。）第 113 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

エ この要領に定めることのほか、契約に関する条件は、有田市財務規則（昭和 55 年規則第 1 号）に定めるとおりとする。

10 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 「4 参加する者に必要な資格及び業務実施上の条件」を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 本要領で示された提出期日等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

1 1 その他

- ① 本業務は、国の新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金の活用を予定して実施するため、会計検査院の現地検査の対象となることがある。
- ② 本プロポーザルへの参加に要した全ての費用は、応募者の負担とする。
- ③ やむを得ない理由により、本プロポーザルを中止する場合であっても、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。
- ④ 本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- ⑤ 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

1 2 問い合わせ先

〒643-0392 和歌山県有田市箕島 50 番地

有田市役所 経営管理部秘書広報課秘書広報係 担当：野井、宇恵

TEL：0737-22-3715（直通） FAX：0737-83-2222

E-mail：hisho@city.arida.lg.jp